

○「代表者会議等におけるタブレット端末等の使用について」の改正（案）

改 正 後	改 正 前
(表題) <u>本会議及び委員会以外の会議におけるタブレット端末等の使用について</u>	(表題) <u>代表者会議等におけるタブレット端末等の使用について</u>
(前文) <u>本会議及び委員会以外の会議（以下「会議」という。）におけるパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用については、以下のとおりとする。</u>	(前文) <u>代表者会議、全員協議会、議案聴取会及び委員長会議（以下「会議」という。）における議員のパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用については、以下のとおりとする。</u>
1、2 (略)	1、2 (略)
3 使用にあたっての注意事項	3 使用にあたっての注意事項
(1) <u>議事に関係する目的以外での外部との通信</u> （メール、ソーシャルメディアの利用等） <u>、通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。</u> また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。	(1) <u>外部との通信</u> （メール、ソーシャルメディアの利用等） <u>、通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。</u> また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
(2)、(3) (略)	(2)、(3) (略)
(4) <u>電源は原則としてバッテリー対応すること。</u>	(4) <u>資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。</u> また、 <u>電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。</u>
4 その他	4 その他
<u>議長等の会議の主宰者は、使用できる機能や使用にあたっての注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。</u>	<u>議長は、使用できる機能や使用にあたっての注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。</u>